ワイドリフォームローン

(令和2年2月28日現在)

商品名	ワイドリフォームローン
ご利用いただける	○当 J A の組合員の方。(組合員以外の方につきましては、 <u>出資金 1 口 1,000 円</u> 以上いた だいております。)
	○本人または同居中の家族名義で住宅を所有しているものであること。
	○お借入時の年齢が 20 歳以上 65 歳以下であり、完済時の満年齢が 79 歳以下の方。
	○勤続年数が2年以上の方で且つ安定・継続した収入の見込める方。
方	(自営業者・農業者の場合は、営業年数が2年以上の方)
	○原則、団体信用生命共済に加入できる方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	○借入申込者またはそのご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修および、
	その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。
	① 住宅の増改築・修繕又はバリアフリー改修・耐震補強などの工事資金
	② オール電化・ガス化などの住宅設備機器や介護機器の購入・工事資金
	③ 冷暖房・融雪・太陽熱温水器・ソーラー発電器などの購入・工事資金
	④ 門扉・外溝・車庫・物置・駐車場などの建築工事資金
	⑤ 造園・ガーデニング・上下水道工事資金など
	⑥ 上記①~⑤のリフォーム資金とリフォームローンの借換えを合わせた資金。ただ
次 へ はいム	し、リフォームローンの返済実績が1年以上あること
資金使途	⑦ 上記①~⑤のリフォーム資金と住宅ローンの借換えを合わせた資金。ただし、住
	宅ローンの返済実績が5年以上あること
	⑧ リフォームローンの借換資金。ただし、リフォームローンの返済実績が1年以上
	あること
	⑨ 上記①~⑦の資金と同時に家電、家具を購入または買い替えをするための資金
	(100万円または①~⑦の借入金額に対し、30%のいずれか低い額を顧客口座へ振
	込可能)
	ただし、事業性資金・借入返済・投機などの不健全な資金使途は除きます。
	なお、工事業者等への振込を原則とします。
借入金額	○10 万円以上 1,500 万円以内(1 万円単位)とし所要金額の範囲内とします。ただし、農
日ノく近初	業者を除く自営業者は 1,000 万円以内とします。
借入期間	○6 ヶ月以上 20 年以内
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
	当初のご融資利率については毎年3月1日、9月1日現在の当 JA の住宅ローンプラ
	イムレートを基準とし、それぞれ4月1日、10月1日から適用します。また、ご融資
	後の利率については、4月1日、10月1日現在の当 JA の住宅ローンプライムレート
	を基準として、年2回見直しを行います。4月1日基準の融資利率は6月約定返済期
	日の翌日から、10月1日基準の融資利率は12月約定返済期日の翌日から適用されま
	す。
	ボーナス返済における新利率の適用開始日は6月および12月の約定返済期日に対応
	する日の翌日となります。

があります。 【固定を利型】 貸付実行時の金利を最終償還時まで適用します。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等図路(毎月の返落額 「元々・村息)が一定金額となる方法)とし、毎月返落方式、特定月増額返済力式(億月返済有大に加え6ヶ月ことの特定月に増額して返済する)のいずれかをご遊択いただけます。 ○変動金利の場合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額ので更は5年二とに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 ○第1人が指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証をご利用いただきます。 ○第4人が原理・マクスが必要と判断した場合 ・(電報・新記(写)または健康保険証(写)・金/海・海・近の場といたしますが、次に該当する場合は連帯保証人を徴求いたします。 ① 国転・衛門・佐藤・保険証(写)・金/海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海・海		ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用金利を変更する場合
②会利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○元利均等波落(毎月の返済額(元々・村息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済有元に加え6ヶ月)に増額して返済者ののいずれかをご遊択いただけます。 ○変動金利の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ことに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25 倍を上限といたしますが、当初の割かにある場合に対して、まずが、当初の割かには、15 日を上限といたしますが、当初の割かには、15 日を上限といたしますが、当初の割かには、15 日を上限といたしますが、当初の割かには、15 日を上限といたしますが、当初の割かには、15 日を上限といたしますが、当初の割かには、15 日を大きます。 ●保証人は原則不要といたしますが、大に該当する場合は連帯保証人を徴求いたします。 ・(常証允定明」をいたしまする場合は、連帯保証人を徴求いたします。 ・(の間本的計証(写)または健康保険証(写)・自営業者の場合は確定申告書(受付印のあるもの)(写)・割見積書(写)、売買契約書(写)・自営業者の場合は確定申告書(受付印のあるもの)(写)・割見積書(写)・完理契約書(写)・自営業者の場合は確定申告書(受付印のあるもの)(写)・遺積書(写)・完全の地はが必要とする書類・「発売記書を設定の返済明細書で解説を記する資料(写)・「の間体信用生命共済への加入を条件とします。 ・(世報を制定が正されています。・(日本信用生命共済への加入を条件とします。・(日本信用生命共済への加入を条件とします。・(日本信用生命共済への加入を発生とします。・(日本信用生命共済への加入を含い知ら自己を表すとします。・(日本信用生命共済に三人疾病保障を付加する場合は、融資期間が15年以内とし、日の地体信用生命共済に三人疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し 0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ・(ただし、お借入金額が10の万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。) (「経済 大の日、11,000 円 (税込) の事等手数料をいただきます。(ただし、お得入金額が100 万円以上の場合のみず務手数料をいただきます。) (「経済 大の百円 の万円 以上の場合のの の事等手数料をいただきます。) (「ただし、お得入金額が100 万円以上の場合のの事等を数料を表すといただきます。) (「ただし、お得入金額が100 万円以上の場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を複しいたします。) (「本入改高 1000 万円以上の場合 33,000 円 も入改高 1500 万円以上 1,000 万円来満の場合 22,000 円		があります。
○ 念利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。 ○ 元利均等返済(毎月の返済類(元金十利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、株定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済するのいずれかをご選択いただけます。 ○ 変動金利の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額の変更の1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借人期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 ○ 不要です。 ○ 当JAが指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証をご利用いただきます。 ○ 体証人は原則不要といたしますが、大に該当する場合は連帯保証人を徴求いたします。① 関係信用生命保険に加入できない方② 御持を手を入める必要と判断した場合 ○ 運転免許証(写)または健康保険証(写)・自営業者の場合は確定申告書(受付印のあるもの)(写) ③ 見積書(写)、光質契約書(写)、上事請負契約書(写)等 ④ 倍換の場合・信選表などの返済明細書で確認できる場合は不要)・適帳など直近6ヶ月以内の返済状況を記する資料(写)。 多ぞの他 別が必要とする書類 保証料 ○ 保証料は金利に含まれています。保証料率(1.0%) ○ 団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ④ 田体信用生命共済への加入を条件とします。 ④ 団体信用生命共済への加入を条件とします。 ④ 団体信用生命共済への加入を条件とします。 ② 団体信用生命共済への加入を条件とします。 ② 団体信用生命共済への加入を条件とします。 ② 団体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間が15年以内とし、見つ法定相続人を連帯保証人として微求させていただきます。 のの内は任意とします。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 なお、共済経金は当JAが負担いたします。 「公申込1 件につき、11,000 円 (税込) の事務手数料を放収いたします。 (ただし、お借入金額が100 万円以上の場合のみ事務手数料を返戻いたします。 ・ 借入残高 1,000 万円以上の場合 33,000 円 ・ 借入残高 1,000 万円以上の場合 33,000 円 ・ 借入残高 500 万円以上 1,000 万円末満の場合 22,000 円		
武、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの物定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。 ②要動金利の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を要更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済疾高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 個ない、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお信入期間が満了しても未返済疾高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 (保証人 「不要です。		
変動金利の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5 年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5 年ごとに行い、変更後のご返済額に変更前のご返済額を変更いたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 担保		
の割合を調整し、5 年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5 年ごとに 行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初の お借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していた だきます。 (本要です。) (本証人は原則不要といたしますが、次に該当する場合は連帯保証人を徴求いたします。) (知証人は原則不要といたしますが、次に該当する場合は連帯保証人を徴求いたします。) (即体信用生命保険に加入できない方。) (別様に原則で要と判断した場合) (別職がキックスが必要と判断した場合) (別職がカックスが必要と判断した場合) (別職が大きかでの場合は源泉徴収票(写)・自営業者の場合は源泉徴収票(写)・自営業者の場合は源泉徴収票(写)・自営業者の場合は源泉徴収票(写)・自営業者の場合は源泉で第一、工事請負契約書(写)等(借集をどの返済明細書で確認できる場合は不要)・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
お借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。	返済方法	の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに
担保		お借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していた
(保証人 (保証人は原則不要といたしますが、次に該当する場合は連帯保証人を徴求いたします。 () 団体信用生命保険に加入できない方 () 漁域ジャックスが必要と判断した場合 () 運転免許証(写)または健康保険証(写) () 漁費者の場合は確定申告書(受付印のあるもの)(写) () 見積書(写)、売買契約書(写)、工事請負契約書(写)等 () () () () () () () () () () () () ()	担保	
保証人 (保証人は原則不要といたしますが、次に該当する場合は連帯保証人を徴求いたします。 ①団体信用生命保険に加入できない方 ②網ジャックスが必要と判断した場合 ①運転免許証(写)または健康保険証(写) ②所得証明書 ・給与所得の場合は源泉徴収票(写) ・自営業者の場合は確定申告書(受付印のあるもの)(写) ③見積書(写)、売買契約書(写)、工事請負契約書(写)等 ④借換の場合 ・償還表とどの返済明細書(写) ・残高証明書(返済明細書で確認できる場合は不要) ・通峡など直近6ク月以内の返済状況を証する資料(写) ⑤その他JAが必要とする書類 (保証料 (保証料は金利に含まれています。保証料率(1.0%) ○団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ② 団体信用生命共済への加入条件とします。 ② 団体信用生命共済への加入を条件とします。 ② 団体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ③ 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 ○団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。 (ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。) (融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) ・借入残高1,000万円以上の場合 33,000円 ・借入残高1,000万円以上の場合 33,000円	担体	
②㈱ジャックスが必要と判断した場合 ①運転免許証(写)または健康保険証(写) ②所得証明書 ・給与所得の場合は源泉徴収票(写) ・自営業者の場合は確定申告書(受付印のあるもの)(写) ③見積書(写)、売買契約書(写)、工事請負契約書(写)等 ④借換の場合 ・償還表などの返済明細書(写) ・残高証明書(返済明細書で確認できる場合は不要) ・通帳など直近6ヶ月以内の返済状況を証する資料(写) ⑤その他JAが必要とする書類 保証料 ○保証料は金利に含まれています。保証料率(1.0%) ○団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ① 団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ② 団体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ③ 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。 ○団体信用生命共済に加入できない場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○ゴ体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○ゴを情用を会共済に三大疾病保障を付加する場合は、事務手数料をいただきます。) (融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。) ・借入残高1,000万円以上の場合 ・借入残高1,000万円以上の場合 ・借入残高1,000万円以上の場合 ・借入残高1,000万円以上の場合 ・程入残高500万円以上の場合 ・程入残高500万円以上の場合 ・程入残高500万円以上の場合 ・程入残高500万円以上の場合 ・程入残高500万円以上の場合 ・22,000円	保証人	○保証人は原則不要といたしますが、次に該当する場合は連帯保証人を徴求いたします。
①運転免許証(写)または健康保険証(写) ②所得証明書 ・給与所得の場合は源泉徴収票(写) ・自営業者の場合は確定申告書受付印のあるもの)(写) ③見積書(写)、元買契約書(写)、工事請負契約書(写)等 ④借換の場合 ・償還表などの返済明細書(写) ・残高証明書(返済明細書で確認できる場合は不要) ・通帳など直近6ヶ月以内の返済状況を証する資料(写) ⑤その他1Aが必要とする書類 保証料 ○保証料は金利に含まれています。保証料率(1.0%) ○団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ① 団体信用生命共済への加入を全件とします。 ② 団体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ② 耐体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ② 耐体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且の法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ② 耐管信用生命共済への加入は任意とします。 ○ 団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○ お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。 (ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。) ○ ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高1,000万円以上の場合 33,000円 ・ 借入残高500万円以上の場合 33,000円		
②所得証明書 ・給与所得の場合は源泉徴収票(写) ・自営業者の場合は確定申告書(受付印のあるもの)(写) ③見積書(写)、売買契約書(写)、工事請負契約書(写)等 ④借換の場合 ・償還表などの返済明細書(写) ・残高証明書(返済明細書で確認できる場合は不要) ・通帳など直近6ヶ月以内の返済状況を証する資料(写) ⑤その他 JA が必要とする書類 保証料 (保証料は金利に含まれています。保証料率(1.0%) (団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ① 団体信用生命共済への加入を条件とします。 ② 団体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ② 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 (団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 (お申込1件につき,11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) ・番入残額1,000万円以上の場合 ・借入残高1,000万円以上の場合 ・借入残高500万円以上の場合 ・ 33,000円		
・給与所得の場合は源泉徴収票(写) ・自営業者の場合は確定申告書(受付印のあるもの)(写) ③見積書(写)、売買契約書(写)、工事請負契約書(写)等 ④情換の場合 ・償還表などの返済明細書(写) ・残高証明書で確認できる場合は不要) ・通帳など直近6ヶ月以内の返済状況を証する資料(写) ⑤その他14が必要とする書類 保証料 (保証料は金利に含まれています。保証料率(1.0%) () 団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ① 団体信用生命共済への加入条件とします。 ② 団体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ② 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。 () 団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 () お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。((ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) 「返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高1,000万円以上の場合 33,000円 ・ 借入残高1,000万円以上の場合 22,000円		
必要書類 ③見積書(写)、売買契約書(写)、工事請負契約書(写)等 ④借換の場合 ・償還表などの返済明細書で確認できる場合は不要) ・通帳など直近 6 ケ月以内の返済状況を証する資料(写) ⑤その他 JA が必要とする書類 保証料 ○保証料は金利に含まれています。保証料率(1.0%) ○団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ① 団体信用生命共済への加入条件とします。 ② 団体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ③ 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。 なお、共済掛金は当 J Aが負担いたします。 ○団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。(ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3 ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) ・産入残高1,000万円以上の場合 ・借入残高1,000万円以上の場合 ・借入残高500万円以上の場合 ・借入残高500万円以上の場合 ・借入残高500万円以上の場合 ・借入残高500万円以上の場合 ・借入残高500万円以上の場合 ・借入残高500万円以上の場合 ・借入残高500万円以上の場合 ・ 個入残高500万円以上1,000万円未満の場合 22,000円		
②世様の場合 ・		・自営業者の場合は確定申告書(受付印のあるもの)(写)
・・ (債 で	公田事報	③見積書(写)、売買契約書(写)、工事請負契約書(写)等
・残高証明書(返済明細書で確認できる場合は不要) ・通帳など直近6ヶ月以内の返済状況を証する資料(写) ⑤その他 JA が必要とする書類 保証料 (保証料は金利に含まれています。保証料率(1.0%) (団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ① 団体信用生命共済への加入を条件とします。 ② 団体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ③ 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 ○ 団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 (ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) 「融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高1,000万円以上の場合 ・ 借入残高500万円以上の場合 ・ 借入残高500万円以上の場合	必安青類	④借換の場合
・通帳など直近6ヶ月以内の返済状況を証する資料(写) ⑤その他JAが必要とする書類 保証料 (保証料は金利に含まれています。保証料率(1.0%) (回体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 (回体信用生命共済への加入を条件とします。 (回体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 (副融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 (回体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 (お申込1件につき,11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。(ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) 手数料 (ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・借入残高1,000万円以上の場合 ・借入残高500万円以上の場合 ・借入残高500万円以上1,000万円未満の場合 22,000円		・償還表などの返済明細書(写)
(事務) (銀本の) (最近の) (最近の) (最近の) (最近の) (日本の) (日本の		・残高証明書(返済明細書で確認できる場合は不要)
保証料 ○保証料は金利に含まれています。保証料率 (1.0%) ○団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ① 団体信用生命共済への加入を条件とします。 ② 団体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ③ 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 ○団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。(ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) ・ 置入残高1,000万円以上の場合 33,000円 ・借入残高1,000万円以上の場合 33,000円 ・借入残高500万円以上1,000万円未満の場合 22,000円		
● 団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ① 団体信用生命共済への加入を条件とします。 ② 団体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ③ 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 ○ 団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○ お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。(ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) ● ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高1,000万円以上の場合 ・ 借入残高500万円以上の場合 ・ 借入残高500万円以上1,000万円未満の場合 22,000円	/D == \lol	
① 団体信用生命共済への加入を条件とします。 ② 団体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ③ 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 ○団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。(ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) 「返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高1,000万円以上の場合 ・ 借入残高500万円以上の場合 ・ 借入残高500万円以上の場合 ・ 借入残高500万円以上,000万円未満の場合 22,000円	保証料	THE THE PERSON OF THE PERSON O
② 団体信用生命共済に加入できない場合は、融資期間の上限を15年以内とし、且つ法定相続人を連帯保証人として徴求させていただきます。 ③ 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 ○団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。 (ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) 「ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高1,000万円以上の場合 ・ 借入残高500万円以上の場合 22,000円		
団体信用生命共済 ② 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 ○団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。 (ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) 手数料 ○ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高1,000万円以上の場合 ・ 借入残高500万円以上の場合 ・ 借入残高500万円以上1,000万円未満の場合 22,000円		
団体信用生命共済 ③ 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 ○団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。(ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) 「ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高1,000万円以上の場合 33,000円 ・ 借入残高500万円以上1,000万円未満の場合 22,000円		
 命共済 への加入は任意とします。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 ○団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し 0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。(ただし、お借入金額が 100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) 手数料 ○ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・借入残高 1,000万円以上の場合 ・借入残高 500万円以上1,000万円未満の場合 22,000円 		
○団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し 0.2%を上乗せした利率を適用いたします。 ○お申込1件につき,11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。(ただし、お借入金額が 100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。)(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) 「ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高 1,000万円以上の場合 33,000円 ・ 借入残高 500万円以上 1,000万円未満の場合 22,000円	命共済	
乗せした利率を適用いたします。		なお、共済掛金は当JAが負担いたします。
 ○お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。 (ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。) (融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) 手数料 ○ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・借入残高1,000万円以上の場合 33,000円 ・借入残高500万円以上1,000万円未満の場合 22,000円 		○団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し 0.2%を上
(ただし、お借入金額が 100 万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。) (融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) 「ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高 1,000 万円以上の場合 33,000 円 ・ 借入残高 500 万円以上 1,000 万円未満の場合 22,000 円		乗せした利率を適用いたします。
(融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) 手数料 〇ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高1,000万円以上の場合 33,000円 ・ 借入残高500万円以上1,000万円未満の場合 22,000円	手数料	○お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。
す。) 「三を済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高 1,000 万円以上の場合 33,000 円 ・ 借入残高 500 万円以上 1,000 万円未満の場合 22,000 円		
手数料 ○ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。		
務手数料を徴収いたします。 ・ 借入残高 1,000 万円以上の場合 33,000 円 ・ 借入残高 500 万円以上 1,000 万円未満の場合 22,000 円		
 借入残高 1,000 万円以上の場合 借入残高 500 万円以上 1,000 万円未満の場合 22,000 円 		
・ 借入残高 500 万円以上 1,000 万円未満の場合 22,000 円		

	○一部繰上返済につきましては,手数料は徴収いたしません。
	○その他必要な諸費用については、別途実費を申し受ける場合があります。(印紙代、登
	記手数料等)
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融推進課(電話:018-832-6617)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JA秋田なまはげ

エコリフォームローン

(令和2年4月1日現在)

	(令和2年4月1日現在)
商品名	エコリフォームローン
ご利用 いただける 方	 ○当JAの組合員の方。(組合員以外の方につきましては、出資金1口1,000円以上いただいております。) ○お借入時の年齢が20歳以上65歳以下であり、最終償還時の満年齢が79歳以下の方。 ○勤続年数が2年以上の方で且つ安定・継続した収入の見込める方(自営業者の場合は営業年数が3年以上・農業者の場合は2年以上) ○原則、団体信用生命共済に加入できる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	 ○借入申込者またはそのご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修および、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。 ① 窓の断熱改修(ガラス交換・内窓の設置・外枠の交換) ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 ③ バリアフリー改修(手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張)ただし、③の場合は上記①と②を一体的に行う工事を対象とします。 ④ 太陽光発電設備、高効率給湯機、オール電化システム、小型風力発電機、畜電池等環境配慮型設備工事 ⑤ 耐震、免震工事 ⑥ エコ・クリーンエネルギー関連工事 ⑦ ①~⑥と同時に行う他のリフォーム工事ただし、事業性資金・借入返済・投機などの不健全な資金使途は除きます。
借入金額	○10 万円以上 1,500 万円以内(1 万円単位)とし所要金額の範囲内とします。ただし、農業者を除く自営業者は 1,000 万円以内とする。
借入期間	○6ヶ月以上 20 年以内
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 当初のご融資利率については毎年3月1日、9月1日現在の当JAの住宅ローンプライムレートを基準とし、それぞれ4月1日、10月1日から適用します。また、ご融資後の利率については、4月1日、10月1日現在の当JAの住宅ローンプライムレートを基準として、年2回見直しを行います。4月1日基準の融資利率は6月約定返済期日の翌日から、10月1日基準の融資利率は12月約定返済期日の翌日から適用されます。 ボーナス返済における新利率の適用開始日は6月および12月の約定返済期日に対応する日の翌日となります。 ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用金利を変更する場合があります。 【固定金利型】 貸付実行時の金利を最終償還時まで適用します。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。

	○変動金利の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していた
担保	だきます。○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証をご利用いただきます。 ○連帯保証人は原則不要。
保証料	○保証料は金利に含まれています。保証料率 (0.98%)
団体信用生命共済	 ○団体信用生命共済への加入条件は以下の通りとします。 ① 団体信用生命共済への加入を条件とします。 ② 融資金額が500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とします。 なお、共済掛金は当JAが負担いたします。 ○団体信用生命共済に三大疾病保障を付加する場合は、上記の借入利率に対し0.2%を上乗せした利率を適用いたします。
手数料	○お申込1件につき、11,000円(税込)の事務手数料をいただきます。 (ただし、お借入金額が100万円以上の場合のみ事務手数料をいただきます。) (融資実行日より、3ヶ月以内に全額繰上返済される場合は、事務手数料を返戻いたします。) ○ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済される場合のみ、借入残高に応じて事務手数料を徴収いたします。 ・借入残高1,000万円以上の場合 33,000円 ・借入残高500万円以上1,000万円未満の場合 22,000円 ・借入残高500万円未満の場合 11,000円 ・一部繰上返済につきましては、手数料は徴収いたしません。 ○その他必要な諸費用については、別途実費を申し受ける場合があります。(印紙代、登記手数料等)
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	 ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融推進課(電話:018-832-6617)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JA秋田なまはげ